

# 教育福祉から見た「働くこと」による人間発達と地域社会

—「もう一つの経済循環」を視野に入れて—

辻 浩

## 1. 教育福祉と「働くこと」

### (1) 「働くこと」と人間発達

教育福祉は人間発達と生活基盤の安定を実現して、貧困や障害、差別、そしてこれらの複合的な問題を克服し、すべての人の幸福追求をめざす実践と考え方である。そこではまず、困難をかかえた子ども・若者が学校教育において排除されないことが必要であるが、「学校から社会への移行期」にある青年期において「働くこと」は大きな意味をもつ。それは所得を得て生活基盤を安定させるために必要なことではあるが、それだけではなく、人間発達を促す意味で重要である。

資本主義社会では、自らの労力を注いだ生産物であるにもかかわらず、それが生産手段をもつ資本家のものになり、さらに市場の中で商品として扱われることで、自らのコントロールが及ばない疎外状況が生まれる。しかし労働は本来、人間が外界に働きかけることで自然の法則を知るという意味でも、自己を自らの対象とすることができるという意味でも、人間発達にとって重要である。人間は労働を通して、他者にとって意味ある他者になり、そこで生成される「ともに生きてある」という感覚が軸になって、「ときめく」ことができるようになる<sup>1)</sup>。

労働が人間発達にとって重要であることは、近代日本の感化教育や精神疾患の治療においても理解されてきた。たとえば、留岡幸助が「代用感化院」として1899年に東京巣鴨に開設した家庭学校では、家族舎制度によって愛を育むとともに、「能く働き、能く食べ、能く眠らしめる」という「三能主義」や、汗を流す生産活動を通して何かをつかむ「流汗悟道」の理念が掲げられた<sup>2)</sup>。また、1901年に東京府立巣鴨病院の医長になった呉秀三によって、精神疾患を患う人への拘束具の使用が禁止され、それに代わって作業に取り組むことが導入された<sup>3)</sup>。

そして、戦後、障害のある人の発達保障に取り組む中では、義務教育学校への就学保障、特別支援学校高等部への進学という課題に次いで、共同作業所づくりが取り組まれた。共同作業所の嚆矢となった名古屋のゆたか福祉会では、労働の意味をたんに仕事をして工賃を得るというのではなく、「障害者の総合権利保障、いいかえれば障害者が人間らしく生活できる保障の場として、とりわけ仲間達の生産労働と、教育の結合を意識的に追求してきた」とされている<sup>4)</sup>。

しかし一方で、資本主義社会の構造的な矛盾の中で、それを覆い隠すために、社会政策の

課題として労働が推奨されることもあった。内務官僚井上友一は1909年に刊行した『救済制度要義』で、「救貧」よりも「防貧」、「防貧」よりも「風化」が重要であると主張した。貧しさを救う現物給付よりも貧しさを防ぐ職業訓練や職業紹介を重視し、さらには、知らない間にまじめに働いて身の丈にあった生活をする習慣を身につけることが大切であると考え、そのために報徳運動が推進された<sup>5)</sup>。

このように、「働くこと」は困難を抱えた人の人間発達にとって重要であるとともに、社会の矛盾を覆い隠す立場からも注目された。また、今日の社会において「働くこと」は「学校から社会への移行」を行う上で大きな課題であり、困難をかかえた人はそこでつまづくことが多い。その意味で、教育福祉研究の視点として「働くこと」を人間発達と結びつけて考えることが必要である。しかし今日の働き方は、一般的には経済のグローバル化につながるために競争原理が渦巻くものであり、そこで排除される人も多い。したがって、教育福祉から「働くこと」を考えるためには、それが共生原理にもとづく「もう一つの経済循環」の中で営まれる必要があり、地域社会とのかかわりが重要になる。

## (2) 協同労働とディーセントワーク

このような中で、資本主義の社会の中でも働くことを通した人間発達をめざした取り組みが、「共同」「協同」という視点から1970年代に盛り上がる。生活協同組合や大学生活協同組合、医療生活協同組合への加入者が増え、0歳～2歳児保育の要望を受け止める共同保育所、放課後の生活を保障する学童保育、障害のある人に働く場を提供する共同作業所、親子でいい文化に触れる親子劇場など、共同の力で仕事をつくる取り組みが広がった<sup>6)</sup>。これらは人と人、人と自然が共生できる「新しい経済」をつくることや<sup>7)</sup>、競争的に組織される働き方とは違う「スローな働き方」をつくることと連動するものである<sup>8)</sup>。そしてそれは今日、国際労働機関（ILO）が提唱する「ディーセントな働き方」を実現することにつながるものである。

このような働き方が広がりを見せる中で、1998年に特定非営利活動促進法が施行され、法人格をもちながら営利を求めずに社会に必要な事業を行うNPOが生まれることになった。そして2022年に労働者協同組合法が施行され、労働者と雇用者を区分せずに、同じ志をもつ人が出資し合って、経営と労働にあたる仕組みができた。これは、緊急失業対策法の廃止にともなって生まれた労働者協同組合の長年にわたる取り組みを法制化したものであり、NPOではできない出資を行うことができ、地域のニーズに合わせて事業を柔軟に立ち上げ、非営利であることから自治体と連携した事業がしやすいという特徴がある。経営者であるとともに労働者であることから、ここで働く人には労働関連法で保障されている権利がないのではないかとということが大きな検討課題であったが、最終的には労働者とみなされ、組合の業務を執行する理事のような組合員以外は労働契約を結ぶことが可能とされている<sup>9)</sup>。

## 2. 若者就労支援と人間発達

### (1) 「働くこと」ができる自分との出会いと働き方の再構築

就職状況の厳しさと就労への自信をもてない若者が増える中で、2003年に若者自立・挑戦戦略会議が「若者自立・挑戦プラン」を発表し、04年に厚生労働省が若者自立塾の構想を出した。そして今日、08年から本格的に実施された地域若者サポートステーションの取り組みが若者支援の中心的なものになっている。地域若者サポートステーションは自治体から推薦された就労支援に実績のある団体が厚生労働省から認定され、事業委託を受けて開設されるものである。そのため、この事業を行う団体の多くは子ども・若者の居場所をつくり、その中で有効な支援を模索してきた。

そのような団体の一つである「文化学習協同ネットワーク」は、補習塾からスタートして、フリースペースを設けるようになり、さらにそこに集まった若者との葛藤の中から、賃金を得るだけではなく社会と出会う機会として「新しい働き方」を考えるようになった。そこでは「働くこと」への支援のあり方が次のように述べられている<sup>10)</sup>。

居場所の学びの中心テーマは、不登校や引きこもり体験で傷つき低められた自己イメージをつくり直して自己肯定感を育てることにある。それと同時に、若者たちの社会的自立を阻んでいる漠然とした不安を克服していくためには、社会像の再構築と働く基礎的な経験が、学びの具体的なテーマにならなければならなかった。(中略)

さらに若者たちから働くことへの恐れを消失させるためには、たとえば、ものづくりなどの文化的実践共同体に参加することをとおして働くことの心地よさや働く仲間との関係の取り方とか身がまえ方といったものを身につけていく基礎的な経験が必要であった。居場所が追求してきたこのような社会参加と働く基礎経験は、若者たちから〈働くことへの不安〉を軽減させてくれるものであると同時に、〈自己への不安〉を消し去っていく過程でもある。

このように、若者が抱えている「働くことへの不安」は「自己の不安」と連動しており、その軽減のためには、働くことだけを追求するのではなく、自分にもできるかもしれないという感覚を育むとともに、社会のとらえ方を見直し、そこで働く基礎的な経験をすることが必要と考えられている。そしてそのために、ものづくりなど協同実践に参加しながら、働くことの心地よさを実感し、その中で他の人との関係のつくり方を学んでいくことが必要であると指摘されている。

このようなことが、文化学習協同ネットワークが若者と話し合い、試行錯誤を繰り返しながら、農業体験や講演活動、パンの製造と販売、農場経営に取り組む中で見えてきたことである<sup>11)</sup>。それに加えて今日では、印刷デザイン会社でのインターンシップを皮切りに、東京中小企業家同友会に所属する経営者が立ち上げた「若者就労支援ネットワーク」に参加して、地域に根を張る事業所との連携を深めている。そこでは、「若者と職場をマッチングさ

せるだけでなく、若者を受け入れ育てる職場をつくり出す」ことで「ディーセントな働き方」を広げることも重要であると指摘されている<sup>12)</sup>。

## (2) 「伴走者」がついた就労体験と地域の事業所

困難をかかえた若者の支援は、まずフリースペースや居場所に来て、他の若者の様子を見たり、支援者に自分を受け止めてもらったりすることからはじまり、そのことで一定程度エンパワーした後、「働くこと」が視野に入ってくるようにすることが一般的である。

それに対して、「青少年就労支援ネットワーク静岡」では、居場所を設けず、「伴走者」をつけていきなり就労体験をすることに取り組んでいる。地域の中で生活をしたり仕事をしたりしている人は、さまざまな人との関係をもっている。そういう人からの協力を得ることで、若者の希望を聞きながら身近なところで就労体験をできる場が確保でき、うまくいかない場合でも次の就労体験先でやり直すことができる。それに加えて、支援団体は居場所を維持する負担がなく、若者も支援者もかなりの時間と交通費をかけて居場所に出向く必要もない。

地域で暮らし、仕事をしている大人が、そのネットワークを使って、「お手伝い」からはじめさせてもらい、事業所の理解も得ながら就労に結びついていく様子が次のように述べられている<sup>13)</sup>。

私たちの就労支援は、雇用ではなく、就労体験からはじまる。だから、私たちは、「ちょっとでいいので、手伝わせてもらえませんか」、「あいさつの練習だけさせてくれませんか」と頼む。「え？そんなのでいいんですか」と了承をもらったら体験がはじまる。徐々に職場に慣れてくれば、仕事の幅を広げてもらう。企業側は、就労体験中、賃金を払う必要はなく、問題があればNPOが加入している保険でカバーする。

私たちが支援している若者が、就労体験先で、アルバイトあるいは正社員として雇用されることはよくある。「ものになりそうなので、使ってみよう」という雇用主がいてくれるおかげだ。結果として、私たちの企業開拓は、非公開求人を探しているのと同じ効果をもつ。つまり、公開求人を前提にして就職活動を支援するより、私たちの支援の方が効率的なのである。

しかし、この取り組みはひたすら就労体験をさせるだけではない。就労体験に挑戦しようという若者が何人か集まった段階で、スタートアップの事業が行われる。それは「事前セミナー」「コミュニケーションセミナー(宿泊セミナー)」「就職基礎セミナー(親子セミナー)」「就職セミナー(企業セミナー)」からなり、「事前セミナー」と「コミュニケーションセミナー(宿泊セミナー)」には県内の大学生も同じ若者として参加する。そこでは、レクリエーションをしたり、ゲームやワークショップで話したりすることで、「自分を開くことの心地よさ」を体験できるようにしている。その経験を通して、自分を開くきっかけを与えてく

れる人、働く場を見つけて相談にのってくれる人、働く機会を与えてくれる人の存在に気づき、地域が自分を支えてくれるという感覚をもつことができるようにしている<sup>14)</sup>。

### (3) 地域でともに暮らす中での「働くこと」

困難をかかえた若者が「働くこと」は、これまで暮らしてきた土地から離れて実現することもある。たとえば、都市での生活や働き方には合わなくても、農山村には活躍できる場があるということである。

札幌市勤労青少年ホームを居場所にしていた困難をかかえた若者たちが、月形町ツアーをきっかけとして移住をし、地域の人たちとの交流や地域での活躍で自信をもち始める様子が次のように紹介されている<sup>15)</sup>。

そこにおじさん3人組が差し入れを持ってきたり、仲間を誘って現れる。うまい飯が食べられ、酒も飲めたり、近所づきあいはそんなに悪いものではないと、後で若者たちは当時を振り返っていた。困っているからこそ、共同生活の場を地域に開く必要が当時があったし、町の人から怪しい者ではないと思ってもらえるきっかけにもなった。若者たちの仕事にもつながっていった。困りごとが巻き込む形で、「ありがとう」を励みに頑張る彼らの姿が見られるようになった。

月形を体験した若者たちは、「感謝」される経験から自分は「できる」という自信を持つようになった。それからそれぞれが、仕事を紹介されたり自分で見つけたり、住んでいる全員が仕事を持つようになっていった。

このことをふまえて、困難をかかえた若者に対して、都市では支援の場が提供されるが、農山村では共に暮らす場が提供され、地域の一員として扱われることに大きな意味があると指摘されている。「働くこと」で若者が自然に地域の中に位置づき、そのことで地域からあてにされ、感謝され、自信がよみがえってくる。

このようにして、「働くこと」で地域に受け入れられて暮らすことを覚えた人たちは、その後どうするかは各人が決めていく。そのまま共同生活を続けることもあれば、月形町の町営住宅で暮らすこともあれば、自分に合った仕事を求めて他のまちに移って暮らすことになることもある<sup>16)</sup>。

### (4) 自立訓練（生活訓練）事業の再解釈と福祉型専攻科

知的障害や発達障害のある若者には、発達を保障するために、より長い教育を保障すべきであるにもかかわらず、18歳以降に学校で学ぶ機会がないことから、私立の特別支援学校を中心に、学校教育法第57条を準用して、専攻科を設置する動きがつけられてきた。一方、障害のある人が働く場として全国に広がった共同作業所が政策化されるにあたって、障害が軽度や中程度であれば一般就労に向けて支援する就労支援継続事業となり、重度であつ

でも一定程度の自立をめざす自立訓練（生活訓練）事業とされた。

専攻科は学校教育法で規定されているため、特別支援学校高等部に設置されるものであるが、公立の特別支援学校にそのことが広がらないことから、障害のある子どもを育てる親の要望を受け止めて、厚生労働省が所管する自立訓練（生活訓練）事業の中身を学習中心にした福祉型専攻科が誕生した。そこでは、障害のある人が自立していく上で必要なことは、訓練で身につくような作業をこなす能力ではなく、教育で主体的に生きる力を身につけることであるという考えが次のように述べられている<sup>17)</sup>。

学校時代は受け身なことが多かったであろうメンバー。ですが、社会へ出て、主体的に働き、楽しみややりがいを感じながら生活するには、自分で考え、自分でやってみる、自分で動く主体性が必要になってきます。大阪にあるある専攻科の先生から「あきれるほど待つ」という言葉を聞かせていただきました。まさにその言葉どおり、自主的にメンバーが動くためには、先回りすることなく、手を出しすぎることなく、後ろから見守る、待つ。人によっては違いますが、少し背中を押す支援が必要なときもあり、いわゆる「しかけて待つ」支援です。青年期の支援で、もっとも大事にしていかなければならない視点だと思います。（中略）

こんな繰り返しの中で、自分の意見を言うこと、相手の意見を聞くこと、自分の思いと相手の思いをすりあわせること、折り合いをつけること。そんな力が育っていきます。自分で動くようにもなり、自主性も育つ。それが今後のメンバーにとって、とても必要な力になり、土台となっていくのです。

共同作業所として障害のある人たちの働く場をつくった当初の理念は、仲間とともに作業に取り組むとともに、時に生活について語り、時に皆でレクリエーションに取り組む中で、発達を保障することであった。しかし、当初の理念が薄れ、政策的には就労や自立への訓練という方向が出されてくる中で、障害のある人たちが真に自立するとはどういうことかという問いかけがなされ、主体性を育む学習や教育が必要ではないかという議論が共感を呼び、福祉型専攻科を厚生労働省も認める状況になっている。

障害のある人の18歳以降の暮らしのイメージが「働くこと」に限定され、それを「就労支援」や「訓練」でいかに効率的に行うかという視点ではなく、ゆっくりと時間をかけて仲間とともに学び、そのことで主体的に人と社会にかかわっていく力を育てる実践が、「働くこと」との結びつきももちながら地域の中で生まれている。

#### （5）「働くこと」と他者からの承認で生まれる「自己物語」

日本の産業社会は高度経済成長を経て、中卒、高卒、大卒を問わず、就職を希望する新規学卒者をできる限り受け入れ、一定の所得と社会保障を提供してきた。しかし今日、その慣行は崩れ、卒業する段階で、進学も就職も決まっていけないケースが増えてきている。そのよ

うな場合、アルバイトで働くというかたちで社会に出ることになるが、それは不安定で将来展望がひらけるものではなく、その後、転職を繰り返し、無業を経験し、希望する時間を働けないために複数のアルバイトを組み合わせざるをえないことにもなる。そのような中で、責任のある仕事を任されず、そのために仕事に必要な力量を伸ばす機会に恵まれない状況になる。

このような若者に対して数年にわたって定期的にインタビューを行い、どのように暮らしているのかを明らかにする中で、単に困難が増幅していくだけではなく、確実に成長していることが感じられるという指摘がなされている。不安定な仕事環境の中であっても、そこで他者から意味づけられることを通して「自己物語」が形成され、そのことを手がかりに若者支援を組み立てるヒントを得ることができるという考えが次のように述べられている<sup>18)</sup>。

私たちは、対象者たちを7年にわたり追跡する中で、とくにその後半、「大人になる」ということをどう描くかをめぐってさまざまな議論を交わしてきた。それは私たちの調査の視野が、当初の〈学校から仕事へ〉の移行にとどまらず、若者たちの生活全般の移行へと広がっていったということもある。しかしそれ以上に私たちがこのことにこだわったのは、インタビューを重ねるうちに、多くの対象者の中にこれまでとは違う、どこか確実に成長したと思える部分を感じるようになったからだ。(中略)

そこでは対象者たちが自らのこれまでの歩みと現在、そして将来への展望をどのように意識しているか、つまり対象者一人ひとりがどのように、この先の人生に主体的にコミットできる「自己物語」を形成しているかということに注目してきた。その際、こうした「自己物語」は第一に、自己完結的につくられるものではなく、自分が属するコミュニティの中で他者から意味づけられ承認される必要があること、第二にその「自己物語」はいったん出来上がったら不変のものではなく、重要な人生選択(ギデンスのいう「運命決定的なとき」)にはその書き換えがしばしば起こることである。

一般的に進路選択を求められる青年期には、これまで自分が蓄積したことと将来の展望をすり合わせて、次の段階で何をして、その先どうなることができるのかという「自己物語」を描く。しかし困難をかかえる人の多くは、ゆとりがなく、自分をふり返ることも将来を展望することもなく、毎日が流れていく。ところが、不安定な仕事であっても働くことを通して、他者から意味づけられ承認される機会をもつことで、「自己物語」が形成される。また、仕事場でそのような経験ができなくても、その状況を他者に話すことで自分を認めてくれる反応を受け取ることができ、「自己物語」が形成されていく。

しかし、それは不安定な仕事の中で見出されるものであるため、些細なものであり、あまり大きな可能性をひらくものではないかもしれない。しかし、それを認めていくことでわずかでも人生がひらけ、その経験から次の可能性を見出していくことができる。困難をかかえていない青年であれば自然と行っていくこのようなことを、支援というかたちで社会的に

行っていくことが求められている。

### 3. 教育福祉としての「働くこと」と地域社会

#### (1) 困難をかかえた人が「働くこと」への理解の広がり

困難をかかえた人が「働くこと」を通して人間的な成長をはかることをめざした実践の典型は、障害者の作業所であると考えられる。そこでは、作業の過程で自分が向き合っているモノの性質を理解し、自分が作ったものがどのように流通して人の暮らしに役立っているのかを知ることがめざされた。また、ともに働く仲間が存在を意識して励まし合える人間関係をつくり、規則正しい生活を送ることで健康を維持してきた。そして、地域社会は障害のある人たちが働くことの意味を理解し、可能な範囲で仕事の発注や商品の購入などで協力してきた。このように、障害のある人が「働くこと」は、個人の発達と集団の発展と社会の進歩を結びつけてとらえられてきた<sup>19)</sup>。

このことが今日、これまで紹介してきたように、さまざまな若者を対象として実践されるようになってきている。引きこもりだった若者が居場所で一定の自己肯定感をもった上で、社会と出会う機会として「働くこと」があり、それは必ずしも競争主義的ではないことを理解し、自分たちが働くことのできる経済循環を地域の中につくることが展望されている。また、困難をかかえた若者が働ける場を見つけ、実際に働く機会が提供され、さらに「自分を開くことの心地よさ」を体験する機会が地域の中であつていく。さらに、農村に移住することで自然に地域に溶け込み、「働くこと」を通して自信がよみがえり、その後の人生を自分で決めてすすむことができるようになっていく。一方、「働くこと」と人間発達を結びつけてきた障害のある人たちの取り組みにも変化があり、「就労支援」や「訓練」の視点が強く打ち出された政策が緩和されて、ゆっくりと時間をかけて仲間とともに学び、そのことで主体的に人と社会にかかわっていくことが認められるようになっていく。そして、不安定な仕事の中でも形成される「自己物語」を、たとえそれが些細なことであっても認め、次につなげていく支援の必要が見えてきている。

このような動きは、更生保護の領域でも取り組まれ、2022年から法務省が企業や事業所に対して、刑務所を出所した人の「協力雇用主」になることを強く呼びかけている。企業の社会貢献の一つとして普及することを展望しながらも、当面は協力雇用主に対する奨励金を出し、公共事業の入札の際の総合評価で加算される仕組みがとられている<sup>20)</sup>。

#### (2) 新しい働き方の承認と公務労働者のかかわり

困難をかかえた人が「働くこと」への理解がこのように地域社会に広がっているからといって、それを住民や事業所だけに任せていいわけではない。このような動きを、人びとの権利保障にかかわるとともに公共性のあるものととらえて、公務労働者がかかわることが求められている。

そのために公務労働者は、困難をかかえる人が「働くこと」を通して成長する機会を提供

している実践を理解し、行政職員としてかかわれることは何かということを考えなければならぬ。かつては、住民の権利保障や公共的な事業は行政が行うものであったが、今日、それをNPOや市民活動が担うようになってきている。しかも、これらの団体では志をもった人が集まって、本論で紹介したように、熱心に課題を掘り起こし、それを解決する力量を高めている。それに対して、公務労働者は頻繁な異動があるために、特定の課題に対して専門的にかかわることが難しくなっている。このことを率直に認めた上で、公務労働者はNPOや市民活動が切り拓いている新しい価値観とそれに裏打ちされた実践を支援するとともに、それを地域社会と行政の中に浸透させていくことに重点的に取り組むべきである。それを古い価値観もある地域や行政の中で行うことはそれほどたやすいことではない。それだけに、住民に情報を提供し、学習の場を設ける必要があり、公的社会教育はそのこと力を発揮しなければならない<sup>21)</sup>。

このことに加えて、学校の教師も公務労働者として、このような新しい価値観と実践をふまえて、教育に取り組んでいく必要がある。今日、学校に適応できないために中途退学をする時、通信制高校に転校したり、高校卒業程度認定試験を受けて大学進学をめざしたりすることが増えている。しかし、そのような進路設計は家庭の力で行われることが多く、家庭に恵まれない子どもはそのような選択肢を本気で考えることもなく学校を去っていく。また近年、高校に校内カフェを開設する取り組みもある。そこでは、卒業後不安定な生活になる可能性が高い生徒が、若者支援を行っている団体のスタッフと在学中に顔見知りになっておくことで卒業後に相談しやすい関係がつけられている。このような仕組みがあるからといって、安易に子どもを学校から追い出すことになってはいけませんが、つまりいた子どもがどのようにすれば「学び直し」や「人生のやり直し」ができるのかということについて適切に情報を提供することが求められている<sup>22)</sup>。

### (3) 「もう一つの経済循環」と社会制度

教育福祉から「働くこと」を考えた時、そこではグローバル経済に巻き込まれた競争原理が渦巻く働き方ではなく、地域に根ざして人と協力しながら人間らしく働く「もう一つの経済循環」という考え方が必要である。そこでは、得られる収入が少なくても、支出が少ない暮らしにすることで経済的に自立することが可能となる。

しかし、困難をかかえている人の場合、どうしても経済的に自立できないこともある。障害のある人の場合、福祉的就労に携わりながらも障害者年金があることを考えると、「もう一つの経済循環」の中で働く場合に、社会制度がそれを支援することで経済的に自立できるようにすることも必要である。そのための一つの方法は、親元から離れた自立をめざす若者にまず住居を無料で提供することである<sup>23)</sup>。そしてさらに、すべての人に基礎的な収入を保障するベーシック・インカム仕組みをつくることも考えられる<sup>24)</sup>。

最低限の収入を保障する社会制度を設けることで、困難をかかえた人が新しい価値観に裏打ちされた新しい働き方を通して人間発達をはかることがより広がっていくものと考え

る。

#### 注

- 1) 鷺田清一『だれのための仕事—労働 VS 余暇を超えて—』岩波書店、1996年。
- 2) 二井仁美『留岡幸助と家庭学校—近代日本感化教育史序説—』不二出版、2010年。
- 3) 精神医療史研究会編『呉秀三先生—その業績—』呉秀三先生業績顕彰会、1974年。
- 4) 山田国明「ゆたか福祉会における教育活動」ゆたか福祉会『障害者の働く場と発達の保障をめざすゆたか福祉会の実践—ゆたか福祉会年報第2号—』1976年。
- 5) 小川利夫「現代社会教育思想の生成—日本社会教育思想史序説—」小川利夫編『講座・現代社会教育 I 現代社会教育の理論』亜紀書房、1977年。
- 6) 池上惇『福祉と協同の思想』青木書店、1989年。
- 7) 内橋克人『共生の大地—新しい経済がはじまる—』岩波書店、1995年。
- 8) 田中夏子・杉村和美『現場発 スローな働き方と出会う』岩波書店、2004年。
- 9) 厚生労働省『労働者協同組合法に係る手引き』2022年。
- 10) 佐藤洋作「<不安>を超えて<働ける自分>へ—ひきこもりの居場所から—」佐藤洋作・平塚眞樹編著『未来への学力と日本の教育5 ニート・フリーターと学力』明石書店、2005年。
- 11) 文化学習協同ネットワーク編『コミュニティ・ベーカリー 風のみかによろこそ—ニートから仕事の世界へ—』ふきのとう書房、2005年。
- 12) 高橋薫「地域との関係を編みなおし就労支援ネットワークへ—」『月刊社会教育』2021年9月。
- 13) 津富宏「静岡方式のノウハウ—私たちのやり方を全部書き出してみよう—」津富宏・NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡編著『「静岡方式」で行こう！—地域で支える就労支援ハンドブッカー—』クリエイツかもがわ、2011年。
- 14) 同前。
- 15) 穴澤義晴「若者支援と地域コミュニティの調和を目指して」『月刊社会教育』2022年6月。
- 16) 同前。
- 17) 出口幸三郎・榎本恵理・清水勇希・村上陽一「全国初の『学びの作業所』物語—これまでのフォレスクールとこれから—」田中良三・國本真吾・小畑耕作・安達俊昭・全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会編著『障がい青年の学校から社会への移行期の学び—学校・福祉事業型専攻科ガイドブッカー—』クリエイツかもがわ、2021年。
- 18) 乾彰夫「若者たちの7年目の成長と自信」乾彰夫編『高卒5年どう生き、これからどう生きるのか—若者たちが今<大人になる>とは—』大月書店、2013年。
- 19) 清水寛「発達保障運動の生成と全障研運動」田中昌人・清水寛編『発達保障の探求』全国障害者問題研究会出版部、1987年。

- 20) 法務省『更生保護における就労支援』2022年。
- 21) 辻浩「教育福祉実践を担うNPO・市民活動と公的社会教育—新しい価値観の創造と行政的・市民的承認の地域における結合—」名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報』第35号、2021年。
- 22) 辻浩「『学校から社会への移行期』における教育福祉と学校改革—『総合教育政策』の可能性を求めて—」名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報』第36号、2022年。
- 23) 日本住宅会議編『若者たちに「住まい」を！—格差社会の住宅問題—』岩波書店、2008年。
- 24) 原田泰『ベーシック・インカム—国家は貧困問題を解決できるか—』中央公論新社、2015年。